根室海区漁業調整委員会指示第 3 号

野付湾内におけるさけ・ます採捕の制限について、漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第１２０条第１項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和 8 年 6 月18日

根室海区漁業調整委員会会長　　福 原　正 純

1　禁止区域

野付半島の国土地理院２等三角点「野付」の点、新所の島の西端の点、及び尾岱沼漁港西防波堤南東角の点、同港西防波堤基部を順次結んだ線、及び最大高潮時海岸線によって囲まれた野付湾内の区域。

2　指示期間

令和８年８月２０日から令和８年１０月３１日まで

3　指示の内容

禁止区域における「船舶」を使用して行う「釣漁法」による「さけ・ます」の採捕をしてはならない。

【根室海区漁業調整委員会指示第3号　制限海域概略図】